平成１７年６月２４日
日本原子力発電株式会社

東海発電所　原子炉解体届の変更届の提出について

当社東海発電所（炭酸ガス冷却型）は、平成１３年１０月４日に原子炉解体届を経済産業省に提出し、同年１２月４日より廃止措置に着手、設備の撤去工事を継続しております。　本日、燃料取扱建屋領域設備撤去工事において一部設備の撤去時期を変更する旨、実用炉規則に基づき原子炉解体届の変更届を経済産業省に提出しましたのでお知らせします。

設備の撤去時期が変更になったことに伴ない、推定発生量のうち、廃棄物の総量に変更はありませんが、固体廃棄物の発生時期と推定発生量（発生時期毎の内訳）が変更になります。

なお、地元自治体との安全協定に基づき、原子力施設使用廃止変更報告書を茨城県、東海村及び隣接市に提出しております。

以　上

（参　考）

固体廃棄物の推定発生量

単位：トン

放射性物質濃度のレベル区分			第１期工事	第２期工事	第３期工事	合計 ※２
低レベル放射性廃棄物	放射性物質濃度の比較的高いもの〔レベルⅠ〕		0	0	1,550	約　1,600
	放射性物質濃度の比較的低いもの〔レベルⅡ〕		10	560	7,840	約　8,500
	放射性物質濃度の極めて低いもの〔レベルⅢ〕		10	60	8,010	約　8,100
	〔小　　計〕					約 18,100
放射性物質として扱う必要のない廃棄物※１		変更前	2,030	4,090	39,220	約 45,400
		変更後	2,040 ※３	4,090	39,210 ※３	約 45,400
放射性廃棄物でない廃棄物		変更前	9,270	2,980	116,380	約 128,700
		変更後	9,270	2,980	116,370 ※３	約 128,700
合　計　※２		変更前	約 11,400	約 7,700	約 173,000	約 192,000
		変更後	約 11,400	約 7,700	約 173,000	約 192,000

解体後除染処理後の物量を示す。

※１　原子力安全委員会報告で示された放射性物質として扱う必要のない物に該当するもの。制度整備されるまではレベルⅢと同等の管理を行う。

※２　端数処理のため合計値が一致しないことがある。

※３　燃料取扱建屋領域内、黒鉛スリーブ取出し分離装置の設置にあたり、撤去工事を第３期から第１期工事で行うこととした。なお、数トン単位のものは、端数処理のため、記載上変化のないものもある。